

議第363号

当初案に対する意見書の要旨

(東京都市計画道路 区画街路品川区画街路第7号線)

当初案に対する意見書の要旨

[議第363号]

東京都市計画道路区画街路品川区画街路第7号線の決定に係る都市計画の案（当初案）を、平成29年12月15日から平成30年1月4日までの間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、20通（58名）の意見書の提出があった。

その意見書の要旨は、次のとおりである。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画 道路区画街路 品川区画街路 第7号線	<p>I 賛成意見に関するもの 0通（0名）</p> <p>II 反対意見に関するもの 19通（56名）</p> <p>1. 都市計画に関する意見 【交通広場・取付道路の必要性について】</p> <p>(1) タウンミーティングにおいて、区長は「駅としての乗降機能があればよいと考えている。」と発言し、広場と道路の必要性について語らなかった。立ち退きが必要な広場や道路は必要ない。</p> <p>(2) 京浜急行本線連続立体交差事業は進めてもらいたい、広場建設と道路拡張は必要ない。</p> <p>(3) 乗降客数が少ない駅において、歴史的遺産をつぶし、立ち退きが必要な広場や道路は必要ない。</p> <p>(4) タクシー待ちをする人は一握りである。取付道路によって新たな車両の侵入が懸念される。</p> <p>(5) 旧東海道に車両が流入し危険性が増すこと、マス</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>1. 都市計画に関する意見 【交通広場・取付道路の必要性について】</p> <p>(1) ～ (8)</p> <p>駅からの乗降を円滑に行うためには、安全な歩行者空間やたまり空間が確保されるとともに、他の交通との安全な乗り継ぎを駅周辺で確保することが必要です。また、まちづくりの拠点としての広場機能も必要と考えております。当初案に対する様々なご意見等を踏まえ、さらに地域の方々とも意見交換を行い、さらなる安全性の確保と景観へ配慮した駅前広場計画案に変更しました。</p>

タープランに示されている交通ネットワークの方向性と整合していないこと、歴史的景観を破壊するものであること等の理由から反対する。

- (6) 説明会で提示された課題は京急の高架化によって解消されるため、計画を撤回するべきである。
- (7) 地元の説明会や意見交換会において、計画に対する反対意見を表明しても反映してもらえない。
- (8) 北品川駅駅前に交通広場はいらない。人が通り抜ける公園にしてほしい。

【交通広場・取付道路の形状について】

- (9) タクシー乗り場は、国道 15 号と旧東海道の歩道を削ってつくればよい。住民を追い出してまで進める事業ではない。
- (10) 取付道路は旧東海道に繋がるため、旧東海道の交通量が増える。マスタープランでは“歴史的な景観の保全”を掲げており、現在の景観を維持するべきである。
- (11) 清水横町を拡幅する計画だが、鉄道が高架化され、踏切がなくなれば狭い道路のままで問題ない。
- (12) 旧東海道の道幅を守り、店舗などが配置できるよう、駅前広場との間を 10m 程度確保してほしい。
- (13) 交通処理スペースは、駅前の歩道橋の再配置を含め、国道 15 号側に配置してほしい。

【旧東海道の景観との関係について】

- (14) 旧東海道の貴重な清水横町をなくさないでほしい。車のための道路を作り、大切な旧東海道を分断

【交通広場・取付道路の形状について】

- (9) ～ (13)
ご意見を踏まえ、計画案を変更しました。

【旧東海道の景観との関係について】

- (14) ～ (18)
ご意見を踏まえ、計画案を変更しました。

しないでほしい。

(15) 旧東海道は、昔ながらの道幅が残されている。街道沿いの街並みが消えて駅前広場になれば、旧東海道の景観が損なわれ北品川の魅力が失われる。

(16) 八ツ山入口は、東海道の顔である。また、東海道や横町、路地は品川区の宝である。保存を訴える住民の意見を取り入れた都市計画としてほしい。

(17) 品川の歴史的遺産である横町をつぶし、立ち退きが必要な区画街路、交通広場の計画に反対する。一度壊れたものは元に戻らない。

(18) 清水横町（鳥屋横町）は、江戸時代の古地図にも存在する道であり、区HPにも紹介されている。当時の道幅が今も残っているため、歴史的な景観を保全すべきである。

【周辺の再開発との関係について】

(19) 反対が多数を占めているにもかかわらず、強引に都市計画決定しようとする姿勢は、住民を追い出して進める再開発の足掛かりとしか思えない。

(20) 再開発では、取付道路を八ツ山通りまで延伸しないでほしい。

【都市計画手続きについて】

(21) 説明会から意見書提出までの期間が短い。複雑な都市計画のプロセスを逆手に取り、行政を遂行する対応には乱暴さを感じる。

(22) 都市計画の決定手続きにあたり、住民との双方向

【周辺の再開発との関係について】

(19) (20)

北品川駅駅前広場計画は、京急本線の連続立体交差事業を契機とし、北品川駅駅前の課題解決を目的に進める事業です。今後、当地区で地元権利者等により検討されているまちづくり計画とともに相互調整のもと進めてまいります。

【都市計画手続きについて】

(21) ～ (24)

計画案を作成するにあたっては、地域の方々との意見交換や説明会を通して、内容を固めてまいりました。引き続き、地域との十分な調整を図りながら計画

	<p>のコミュニケーションを行いながら十分かつ先進的な住民参加のプロセスを要望する。また、複数の都市計画案を提示していただきたい。</p> <p>(23) 多くの住民が説明会やチラシで駅前広場計画を知った。丁寧な住民説明をすべきである。</p> <p>(24) 法律に定められた範囲の検討プロセスではなく、考える機会を区民に与えてほしい。今回の都市計画案の検討プロセスに不信感を持っている。</p> <p>(25) 計画案はまだ決定されていない都市計画であるため、(案)と記載すべきである。また、計画図には道路や歩道、交通広場の構造図を記載すべきである。</p> <p>(26) 都市計画案は、区HPでも縦覧できるよう配慮すべきである。</p> <p>2. その他の意見</p> <p>(1) 高齢化が進む中、鉄道駅にはエレベーターやエスカレーター、車いすが自由に行き来できるスペース、連続性のある点字ブロックの配置が必要である。</p> <p>(2) 清水横町には、磯の清水と呼ばれる井戸が存在していたことが記録されている。工事に際しては、教育委員会等の指導を受けながら、慎重に進めてほしい。</p> <p>(3) 駅前広場は、地域要望に沿ったイベント空間として活用できるように配慮してほしい。</p>	<p>を進めてまいります。</p> <p>(25) 表示については、分かり易い表示となるよう検討します。構造図等については、今後事業が進捗した段階で公開してまいります。</p> <p>(26) 都市計画案については、品川区のホームページでも公開するようにしました。</p> <p>2. その他の意見</p> <p>(1) バリアフリー環境の拡充については、駅前広場計画の中で検討を進めてまいります。</p> <p>(2) ご意見を踏まえ、計画を進めてまいります。</p> <p>(3) ご意見を踏まえ、計画案を変更しました。</p>
--	---	---

	<p>Ⅲ その他の意見 1通（2名）</p> <p>【交通広場について】 （1）出店や店舗改装、町並みデザイン改修、運営、イベント等の補助に予算を回してほしい。</p> <p>【国道の横断について】 （2）品川方面から京急線を利用し、北品川3丁目へ向かうには、駅の階段と国道の歩道橋を二度も昇り降りしなければならない。歩道橋を横断歩道に変更してほしい。</p>	<p>Ⅲ その他の意見</p> <p>【交通広場について】 （1）区として必要な事業等への予算措置を行っております。</p> <p>【国道の横断について】 （2）歩道橋等の改良につきましては、引き続き、国道事務所と調整してまいります。</p>
--	--	---